

職業安定分科会雇用保険部会(第170回)	資料1-2
令和4年3月31日	

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案概要

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整備に関する政令案 概要

1. 趣旨

- 雇用保険法等の一部を改正する法律（令和4年法律第 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、雇用保険法施行令（昭和50年政令第25号。以下「雇保令」という。）その他の関係政令について所要の改正を行うもの。

2. 政令案の概要

- 改正法により、雇用保険法（昭和49年法律第116号）が改正され、国庫負担の規定が整備されることに伴い、政令で定めることとされている以下の（ア）（イ）について、雇保令で規定する。

（ア）求職者給付の国庫負担割合に関して、求職者給付の支給に支障が生じるおそれがあるものとして政令で定める基準：当該会計年度の前々会計年度において、次の①②いずれにも該当すること

- ① 弾力倍率が1未満であること
- ② 各月の基本手当の支給を受けた受給資格者の数を平均した数が70万人以上であること

※ 当該会計年度の前会計年度において、雇用保険法第67条の2に基づく繰入（基準については（イ）参照）を行った場合、①の弾力倍率を計算するにあたっては、当該繰入額を加えることとする。

（イ）雇用勘定の財政状況を踏まえて国庫繰入を行うことができる場合として政令で定める場合：次の①～③いずれかに該当すること

- ① 毎会計年度における雇用保険率が15.5/1,000等（うち失業等給付に係る率が8/1,000）以上であること
- ② 毎会計年度の前会計年度において、弾力倍率が2以下であること
- ③ ①及び②に該当しないが、当該会計年度において、受給資格者の数の急激な増加及び雇用勘定の財政状況の急激な悪化が認められること

- そのほか、雇保令について所要の規定の整備を行うとともに、改正法による雇用保険法等の改正を踏まえ、関係政令について所要の規定の整備を行うものとする。

3. 施行期日

- 令和4年4月1日（一部については令和4年7月1日）

失業等給付の国庫負担率の全体像

国庫負担率		雇用保険財政状況 (弾力倍率※)			新たな国庫繰入規定
		1未満	1以上 2以下	2超	
雇用情勢 (受給者 実人員 ※)	70万人以上	① 1 / 4	③ 1 / 4 0	<ul style="list-style-type: none"> ○保険料率が0.8%以上である場合 ○次年度に0.8%となる見込みである場合（前年度の弾力倍率が2以下） ○積立金の状況や雇用保険財政の状況に照らして必要と認める場合（前年度の弾力倍率が2を超える場合で、当該年度の雇用情勢等が急速に悪化している場合） 	
	70万人未満	② 1 / 4 0			→発動可能

※令和4年度については、雇用保険臨時特例法に基づく一般会計からの任意繰入を延長。

※N年度の各月における基本手当の受給者実人員の平均及び弾力倍率により、N+2年度の国庫負担率を判断。

雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱

第一 雇用保険法の一部改正

一 受講指示の対象となる職業訓練の追加

公共職業安定所長が受給資格者に対して受講を指示することができる公共職業訓練等として、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第四条第二項に規定する認定職業訓練（厚生労働省令で定めるものを除く。）を加えること。

二 事業を開始した受給資格者等に係る受給期間の特例

受給資格者であつて、基本手当の受給資格に係る離職の日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他厚生労働省令で定めるもの（注1）を除く。）を開始したものその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める者（注2）が、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該事業の実施期間（当該期間の日数が四年から受給期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、受給期間に算入しないものとする。

（注1）当該事業により自立することができないと公共職業安定所長が認めるものとする予定（省

令」。

(注2) 離職前に当該事業を開始し、離職後に当該事業に専念する者とする予定〔省令〕。

三 能力開発事業の改正

能力開発事業として、職業能力開発促進法第十条の三第一項第一号の規定によりキャリアコンサルティングの機会を確保する事業主に対して必要な援助を行うこと及び労働者に対してキャリアコンサルティングの機会を確保を行うことができることとする。

四 国庫負担の改正

1 日雇労働求職者給付金以外の求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。以下この1において同じ。）に要する費用に係る国庫の負担額について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合に相当する額とすること。

(一) 毎会計年度の前々会計年度における労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況及び求職者給付の支給を受けた受給資格者の数の状況が、当該会計年度における求職者給付の支給に支障が生じるおそれがあるものとして政令で定める基準（注3）に該当する場合 当該日雇労働求職者給付金以外の

求職者給付に要する費用の四分の一

- (二) (一)に掲げる場合以外の場合 当該日雇労働求職者給付金以外の求職者給付に要する費用の四十分の一

(注3) 当該会計年度の前々会計年度における基本手当の受給者実人員が月平均七十万人以上となつた場合、かつ、当該会計年度の前々会計年度における弾力倍率（当該会計年度の前年度に3の国庫負担があつた場合は、当該国庫負担の額を含めて再計算された弾力倍率）が一未満となつた場合とする予定〔政令〕。

2 日雇労働求職者給付金及び広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用に係る国庫の負担額について、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める割合に相当する額とすること。

- (一) 1 (一)に掲げる場合 当該日雇労働求職者給付金及び広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の三分の一
- (二) 1 (二)に掲げる場合 当該日雇労働求職者給付金及び広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の三十分の一

3 国庫は、毎会計年度において、労働保険特別会計の雇用勘定の財政状況を踏まえ、必要がある場合（雇用保険率が千分の十五・五（労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により雇用保険率が変更されている場合においては千分の十五又は千分の十四・五）以上である場合その他の政令で定める場合（注4）に限る。）には、当該会計年度における失業等給付及び職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部に充てるため、予算で定めるところにより、雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定により負担する額を超えて、その費用の一部を負担することができることとする。

（注4）当該会計年度の前年度における弾力倍率が二以下である場合又は当該会計年度の前年度における弾力倍率が二を上回るが当該年度において雇用情勢及び雇用保険財政が急激に悪化した場合とする
予定〔政令〕。

4 雇用継続給付（介護休業給付金に限る。5において同じ。）、育児休業給付及び職業訓練受講給付金に係る国庫の負担額については、当分の間、国庫が負担すべきこととされている額の百分の五十五に相当する額とすること。